

裁量処分の取消しについての検討課題

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

立法当時は、行政事件訴訟法第 30 条には、自由裁量処分についても取り消すことのできる場合があることを明らかにする意味があったが、現在では、裁量処分の取消原因は処分の違法事由に関する実体法の解釈の問題であるとの考え方が定着しており、行政事件訴訟法第 30 条は、裁量処分を取り消すことができる場合を限定する規定となっている点で、現時点では裁判所の判断をむしろ制約するおそれがある、との意見、裁量についての司法審査の幅は非常に多様で、考え得るものをすべて規定することは困難であるが、規定を削除することで裁判所の裁量審査が充実するともいえないのではないか、などの意見があった。

裁量処分の証明責任に関する規定を置くべきであるの意見、土地利用、都市計画等の領域については、できるだけ客観性ある判断が確保されるように、費用便益分析などの判断手法を用いることを個別法で規定すべきである、などの意見があった。

検討が必要と思われる問題点

裁量処分の取消事由は、個別の処分ごとに処分の違法性に関する実体法の解釈によって決まる問題であり、これを一律に規定することが適当か、また、現行法の規定が、裁量処分の取消理由を制限する規定となっているとの指摘についてどう考えるか。

処分の違法性に関する要件事実の証明責任の問題は、処分の内容・性質・要件等を考慮して個別の実体法の解釈により決められる問題であると考えられるが、多様な裁量処分の証明責任について一律の原則規定を置くことが可能か。

(参照条文)

行政事件訴訟法第 30 条

(裁量処分の取消し)

第三十条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。